

<論 説>

エコノミクス
第1巻第2号
1997年1月

チリの通貨・金融システム

—1830～1851年—

岡本 哲史

はじめに

前稿までに「19世紀」チリの産業化と衰退化の基本的構図を明らかにする作業を終えた⁽¹⁾。次の課題は、実体経済の背後にあって産業化のいわば「循環回路」を支えた通貨・金融システムの生成・進化の過程を分析し、制度の実態とその変容のロジックを明らかにすることである。

分析の見通しをよくするために、1830年から1990年に至る160年という超長期の視点にたって、チリの通貨・金融システムを俯瞰してみよう（資料一1）。資料が示すように、大胆な分類をすれば、チリの通貨・金融システムは1878年、1931年、1973年を画期としてほぼ50年周期の転換点を迎えたといえる。1878年が画期なのは、78年恐慌による銀行システムの崩壊が長い金属本位の通貨システムに終止符を打ったからであるし、1931年が画期なのも、1878年同様、世界恐慌の余波が金本位制度を瓦解させ、管理通貨制度という20世紀的な通貨制度への転換を決定づけたからである。それに比較して1973年は、前の二つの画期のように通貨・金融システムの激変が生じた年ではないが、アジェンデ政権を倒した軍事クーデターが、1930年代以降の保護主義指向の経済政策を大転換させ、通貨・金融システムにネオ・リベラル政策の段階的導入を可能にしたという意味において、1878年や1931年同様、重要な画期で

資料一 1 チリの通貨・金融システムの長期時期区分

年	通貨・金融システムからみたチリ経済のクロニクル	政策基調	国際経済の態様
1830	① 内戦の終結 チリ共和制の確立 (1830) 最初の通貨法 (34)	レッセフェール基調	自由貿易運動 (1860's)
	② 新通貨法の成立(51) 銀行組織の叢生 (50's) 銀行法の成立 フリー・バンキング制度へ (60)		
1878	③ 恐慌 銀行券の兌換停止 政府紙幣の発行(78)	介入基調	大不況始まる (73)
	④ 金本位制の再建 (95)		国際金本位制の確立 (70's)
	⑤ 恐慌 金兌換の停止 政府紙幣の発行 (98)		独占体の成立 保護主義 帝国主義
	⑥ インフレの顕在化 (20世紀初頭～)		第1次世界大戦 (1914)
	中央銀行の設立 (1925) 金本位制の再建		金本位制の停止と再建 相対的安定期
	⑦ 世界恐慌の打撃 (29)		世界恐慌 (29) 国際金本位制の崩壊 貿易統制 為替切り下げ競争
1931	国際収支危機 金本位制度の崩壊 管理通貨制度へ(31)	ネオリベラル基調	経済ブロック化
	金融統制 為替管理 貿易統制		第2次世界大戦 (39)
	輸入代替工業化		
	インフレの高進 (50's) 第1期安定化政策の実施 (52-58) 深刻な景気後退 (55)		I M F・ガット体制 (45) 固定相場制度へ 為替管理の廃止 貿易の自由化
	アジェンデ政権の誕生 (70) 急激な国有化政策 通貨・金融の統制強化 インフレ激化 クーデター (73)		ニクソン・ショック (71)
1973	対外開放政策の実施 (73) 単一為替制度 (75) 信用の数量規制撤廃 (76) 固定相場制の導入 資本移動の完全自由化 (79) バブル経済 (79-80) バブル崩壊 金融システムの麻痺 (81-83) 景気回復 (85) 民政復帰 (90)	ネオリベラル基調	変動相場制へ (73)
			金融の自由化 (80's) ブラックマンデー (87)
1990			

出所) 筆者作成。

注) 表中の丸数字は、通貨・金融システムの時期区分を表す。

あったと考えられる。

また、政策基調に着目すれば、政策における右（放任主義）と左（介入主義）へのプレが激しく極端で、1970年代以後の放任主義は「19世紀」への回帰という側面を有していたことなどにも気がつく。とりわけ、1981～83年にチリを襲った金融恐慌は、金融破綻の生じた経済・社会・政治的な文脈はもちろん異なるものの（なかんずく、国際金融構造や国内的な経済政策技術の複雑さの度合い）、当時の支配的な経済学の言説がどちらも（新旧の）リベラリズムにあったこと、破綻の一因が適切なモニタリングを欠いたフリーバンキング制度にあったこと、レッセ・フェール基調の国家が最終的には銀行救済のための介入を余儀なくされたことなどの点において、およそ1世紀前に生じた1878年恐慌の構図と驚くほど似ている⁽²⁾。

制度がなにゆえ回帰現象を伴う50年周期の変化をみせたのかは、それ自体が一個の研究テーマをなす重要な問題であるが、当面の課題は、叙述を「19世紀」の通貨・金融システムの分析に限定せざるをえない。一見迂遠に思われるこの作業も、20世紀の持つ歴史的な位相を確定するためには必要不可欠な作業である。紙幅の都合上、本稿では、「19世紀」前期局面（1830～1878年），そのなかでも特に，第1期としてひとまとめに分類できる1830～51年の時期に焦点を当てたい。I節では、「19世紀」全体に関する時期区分を行い、各時期の特徴を通観することで、全体の簡単な見取り図を提示する。II節では第1期の通貨システムを、III節では金融システムの制度実態と変容のロジックを詳述したい。

I 「19世紀」の概観

括弧付きの「19世紀」にほぼ合致する1830～1931年の通貨・金融システムは、

- 第1期（1830～1851年）：原始的な金銀複本位制の時代
- 第2期（1851～1878年）：進化した金銀複本位制の時代
- 第3期（1878～1895年）：不換政府紙幣の時代（その1）
- 第4期（1895～1898年）：金本位制再建の時代

第5期（1898～1925年）：不換政府紙幣の時代（その2）

第6期（1925～1931年）：近代的な金本位制の時代

の合計6つの時期に分類可能である。このうち、第1～2期は「19世紀」前期局面に、第3～6期は後期局面に対応している⁽³⁾。

第1期（1830～51年）は、植民地時代以来の金銀複本位制が維持され、銀行制度も紙幣流通も存在しない極めて原始的な金属流通の時代である。続く第2期（1851～78年）は、金属貨幣の流通の点では第1期と同じであったが、産業化の進展とともに銀行制度の勃興が始まり、信用貨幣の流通が金属流通を補完する時代であった点が第1期とは異なっていた。

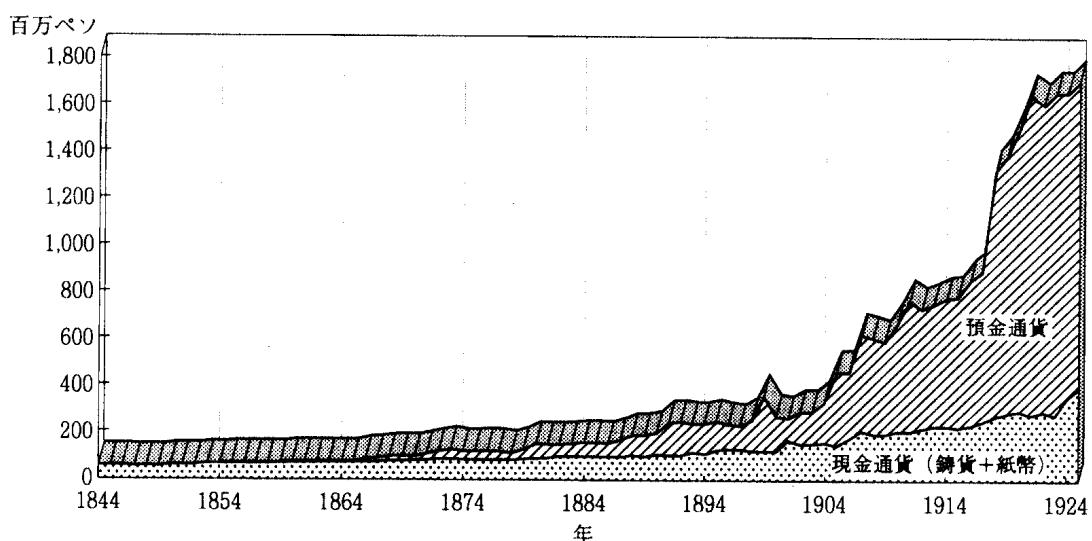
しかし、すでに述べたように、深刻な1878年恐慌がチリの財政や通貨・金融システムを危機に陥れると、銀行券の兌換停止と大量の不換政府紙幣の発行が余儀なくされ、以後、チリ経済史上初めて、長期にわたる不換紙幣の時代を迎える⁽⁴⁾。これが第3期（1878～95年）であった。この間、政府は金属本位制度の再建を絶えず念頭においてその準備をしていたが、1895年、ようやくその環境が整い、金属本位制（今次は金本位制）が再建される。

しかし、この第4期（1895～98年）は短命であった。政府紙幣の兌換と兌換銀行券の発行が再開されはしたものの、弱体な銀行システムが世紀末の恐慌によって再度危機に陥り、大量の正貨が流出するに及んで、再び長期にわたる不換政府紙幣の時代が始まったのである。第5期（1898～1925年）である。第5期には、民間銀行から発券業務は奪われ、国家が唯一の貨幣発行の主体となったため、組織から中央銀行を生み出していく可能性は高まつたものの、議会主導政治の「無責任体制」が災いして、その実現には30年近くを要してしまった。第6期（1925～31年）の始まりを画す中央銀行の定礎と近代的な金本位制度の確立が行われたのは、1925年、未曾有の政治的混乱が続発した時代においてであった。

以上の通貨・金融システムの変遷と特徴を長期データによって確認してみよう。

資料一2は、マネーサプライの動向をしたものである。資料からはまず、①前期局面のマネーサプライの伸びが比較的緩やかであったこと、②対照的に後期局面の伸びは徐々に加速し、なかんずく世紀転換点あたりから爆発的

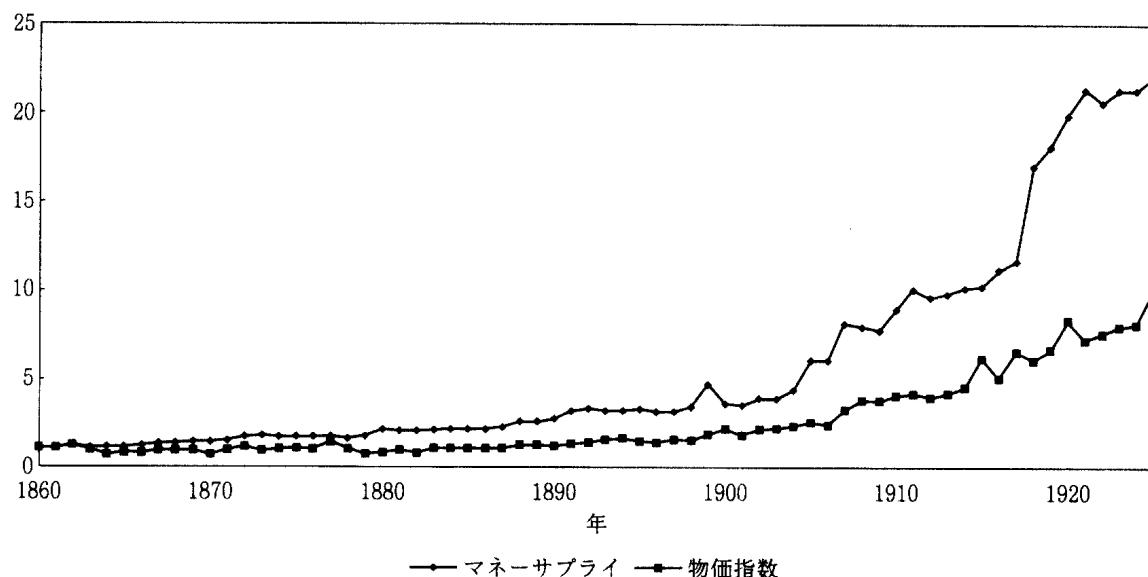
資料一 2 長期のマネーサプライ（1844～1925年）



出所) Mamalakis [1985], pp.5, 36-37, 73.より作成。

注) マネーサプライは、①鑄貨の流通残高+②紙幣の流通残高+③預金通貨。また、①=(年々の鑄貨鋳造額)+(鑄貨の輸入額)-(鑄貨の輸出額)-(銀行の正貨準備)。②の詳細は資料一 5 をみよ。③は要求払い預金と定期預金の双方を含んでいる。また、1860年までの数字は①のみの数字である。

資料一 3 マネーサプライと物価の動向（1860～1925年）



出所) Mamalakis [1985], pp.5, 36, 38.より作成。

注) 1860年を1とした指標表示。

な伸びをみせたこと、③とりわけこの後期局面の伸びを支えたのは預金通貨の急増であったが、④現金通貨（＝鑄貨+銀行券+政府紙幣）の供給量も19世紀末から拡大していることが確認できる。

いうまでもなく、①は、当該期が硬直的な貨幣供給を特色とする金銀複本位制の時代であったことに対応したもので、②～④は、不換政府紙幣の導入や、後期局面に進んだ硝石輸出ブームとそれに連動した産業化の進展および銀行制度の拡充に対応したものである。

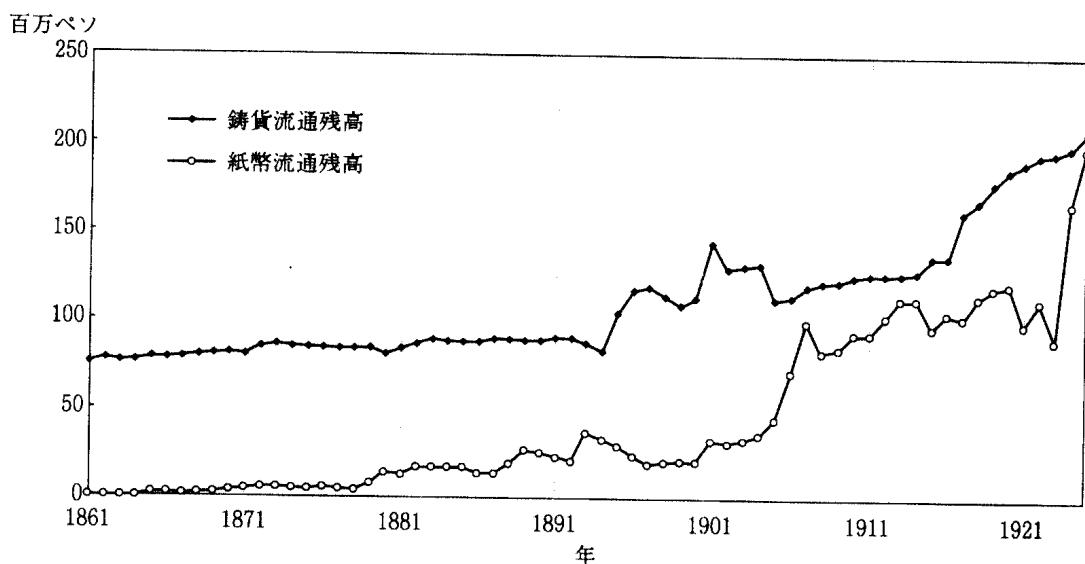
次に資料一3をみよう。これは物価指数の上昇を上記マネーサプライの動向と並べて観察したものである。ここからは、①前期局面の物価が極めて安定的であったこと、②後期局面、なかんずく19世紀末から物価上昇の速度が速まっていること、③ただしマネーサプライの動きと物価との間には厳密な対応関係はなく、20世紀に入ってからは前者の伸びが後者の伸びをいくぶん上回っていたことが分かる⁽⁵⁾。前期局面にインフレ傾向がみられないのは、第1～2期が金属本位制度であったためであるし、後期局面に顕在化してくるインフレは、第3期以後、なかんずく第5期以後に不換政府紙幣が断続的に発行されたことに起因したものである。

資料一2で示した現金通貨の構成を、紙幣（銀行券+政府紙幣）と鑄貨に分けて考察したグラフが資料一4である。ここからは、①前期局面には通貨のほとんどが金属貨幣であり、②紙幣流通は前期局面にもみられるものの、それが一般的になってくるのは後期局面であったことが確認できる。

後期局面の紙幣流通残高は、いくつかの波を打つような形で若干の増減を繰り返しているが、これは、金本位制度を目指した動きが挫折と再挑戦を繰り返したことによるものである。また、1878年の金属本位の停止以後も、金属貨幣の流通がコンスタントに維持されていた点が目を引く。1925年に中央銀行が設立され、ようやく近代的な形での金本位制が確立されるまでのチリには、いわゆる不換ペソ紙幣と金ペソとが混在して流通していたのであって、正貨兌換を停止されていた後期局面のほとんどの時期にも、サンチャゴの造幣所には毎年一定量の金地金が持ち込まれ、金ペソが鋳造され続けていたのである。

最後に、資料一5で、紙幣発行の内訳をみよう。ここからは、①後期局面

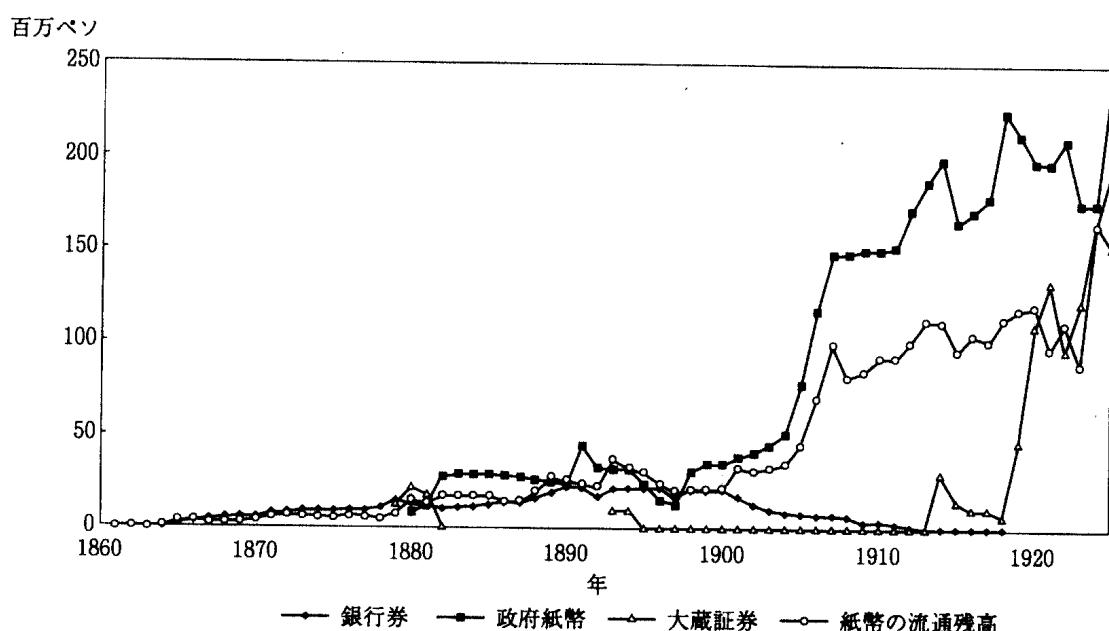
資料一 4 現金通貨の内訳（1861～1925年）



出所) Mamalakis [1985], p.34.より作成。

注) 鑄貨の流通残高は資料一 2 に同じ。紙幣流通残高については、資料一 5 をみよ。

資料一 5 紙幣の発行状況（1860～1925年）



出所) Mamalakis [1985], pp.34-35.より作成。

注) 原資料での「銀行券」のデータは、1898年以降、「政府保証付き銀行券」として別系列で表示されているが、ここでは「銀行券」のデータとつなげて表示している。また「紙幣の流通残高」とは、「銀行券」と「政府紙幣」と「大蔵証券」の発行残高の合計から、「国庫預託紙幣」と「銀行準備紙幣」の数値を引いて算出したものである。

の初期には流通紙幣の多くは民間銀行の発行する銀行券であったが、②19世紀末頃からは徐々に政府紙幣の発行が大きな比重を占めるようになり、③銀行券は第一次世界大戦頃までにはほとんど姿を消していることが確認できる。

①は、前期局面に進んだ銀行組織の生成を示唆し、②と③は、特に、第5期以降、民間銀行から発券機能が奪われ、発行済みの銀行券の段階的な消却措置が課せられたことに起因したものである。

以上のような「19世紀」の全体的な見取り図を押さえた上で、第1期の通貨・金融システムに焦点を当て、この時期の制度実態を詳しくみていこう。

II 通貨システム

(1)

1830年を第1期の始まりとしているのは、独立（1818年）後に続いた内戦の終結と安定した共和制の確立という政治史上の事件が、経済や社会の面でも、植民地時代とは違う新しい時代（＝「19世紀」）の幕開けを意味したと考えるからである。しかし、通貨・金融制度自体がこの年に激変したわけではない。むしろ、第1期の大きな特徴は植民地時代との連続性であり、古い制度からの脱皮を模索する力が、植民地以来の制度的な慣性力によって縛を受けていた点にある。

第1期の叙述に先だって、簡単に植民地時代の通貨・金融システムに触れておこう。

植民地時代のラテンアメリカにおける通貨制度は、いうまでもなく、先史時代から自生的な進化を遂げたものではなく、当時のヨーロッパで一般的であった金銀複本位制度が移植されたものである。しかし、興味深いことに、ペソ（peso）という通貨単位自体は現地で自生したものであった⁽⁶⁾。

もともとスペインには、ドブローン（doblón）、コロナ（coronas）、エスクード（escudos）、マラベディ（maravedis）、レアル（real）、カステジャーノ（castellano）等の金銀銅貨が存在し、植民地にもこれらの通貨からなる価値尺度体系が導入されたが、本国貨幣の植民地への供給には限界があったので、現地では本国の貨幣体系を貴金属の重量に置き換えた地金による取引が余儀

なくされ、この過程で、ポンドやマルク、オンスなどの場合と同様、いつしかスペイン語で「重さ」を意味するペソ（peso）という語が貨幣の単位名へと転化したのである⁽⁷⁾。

植民地時代の最初期にペソという貨幣単位で呼ばれたのは、スペインのカステジャーノ金貨（重量4.6g、品位0.9374）のことであり、チリに最初に導入された度量標準もこれであった。

しかし、周知のように、16世紀半ば以後有望な銀山が発見され（ボリビアのポトシ、メキシコのサカテカス、グアナファト等）、当該地域が世界的な銀の供給センターとなってヨーロッパに価格革命をもたらすようになると、ペソという通貨単位は、金ではなく銀を基準にしたものへと転換し、13世紀にまで遡ることのできる8レアル銀貨（16世紀のカルロス5世治下=27.464g、品位0.9305）の通貨価値を1ペソとする通貨単位が一般的となった。以後、19世紀に至るまで、中南米地域で用いられたペソは、時代と地域によって含有銀量は若干異なるものの、基本的にはこの度量標準を踏襲し、貨幣重量27グラム前後の銀価値とリンクしていたのである⁽⁸⁾。

チリの植民地時代の通貨制度は、政府紙幣や信用貨幣などの紙幣が一切流通しない原始的な金属流通制度である。しかも、18世紀半ば頃まで、スペイン本国によって貨幣鑄造権を奪われ、貨幣供給は全て外部（ペルー）からの輸入に依存せざるをえなかったので、通貨供給は極めて硬直的であった⁽⁹⁾。

チリに最初の造幣所が設けられたのは、1743年のことである⁽¹⁰⁾。最初の30年程は、王室から貨幣鑄造権を与えられた民間人（F・G・イドブロ Huidobro）の私的事業として貨幣鑄造が行われたが、1770年以後は王室の直営事業に移り、独立後は共和国政府がこれを引き継いだ。

18世紀に始まったチリの貨幣鑄造は、1728年のスペイン王室の勅令に基づいており、部分的な修正はあったものの、植民地期の通貨体系はこれを基本としている。資料一6によって、18世紀の通貨体系を確認しておこう。

資料が示すように、18世紀の通貨体系は、金貨と銀貨の両方を無制限法貨としそれぞれの自由鑄造を認めた金銀複本位制である。銀貨は合計6種あり、上述したように、8レアル銀貨（=レアーレス・デ・ア・オーチョ銀貨 reales de a ocho、純銀24.8g）が1ペソと定められ、以下、含有銀量が半分ずつ低

資料一 6 1728年法の通貨体系

通貨単位	通貨体系
(1728年6月9日制定)	金貨品位=22カラット=0.916 1マルコ(=230.0465g)の金地金から8.5枚のオンサ金貨を鋳造 1オンサ金貨=16ペソ =27.064g(純金量24.790g) =メディア・オンサ金貨×2 =エスクード金貨×8 ∴ 1金ペソ=1.692g(純金量1.550g)
金貨 オンサ(=ドブローン) メディア・オンサ(=1/2ドブローン) エスクード(=1/8ドブローン)	
銀貨 レアーレス・デ・ア・オーチョ(=8レアル) レアーレス・デ・ア・クアトロ(=4レアル) レアーレス・デ・ア・ドース(=2レアル) レアーレス・デ・ア・ウーノ(=1レアル) メディオス・レアーレス(=1/2レアル) クアトロス・レアーレス(=1/4レアル)	銀貨品位=11ディニーロ=0.916 1マルコ(=230.046g)の銀地金から8.5枚のレアーレス・デ・ア・オーチョ銀貨を鋳造 レアーレス・デ・ア・オーチョ銀貨=1ペソ =27.064g(純銀量24.790g) =レアーレス・デ・ア・クアトロ銀貨×2 =レアーレス・デ・ア・ドース銀貨×4 =レアーレス・デ・ア・ウーノ銀貨×8 =メディオス・レアーレス銀貨×16 =クアトロス・レアーレス銀貨×32 1ペソ=1銀ペソ=1金ペソ 純銀24.790g=純金1.550g ∴ 金銀比価=16:1

出所) Subercaseaux [1922], pp.21-23. の叙述をもとに作成。

下していく5種の銀貨が鋳造された。金貨には、オンサ金貨、メディア・オンサ金貨、エスクード金貨の3種類が設けられ、オンサ金貨には純金24.8gが、他の2金貨にはそれぞれこの2分の1、8分の1の金量が含有されていた。金銀比価についていと、オンサ金貨は16ペソと定められたため、オンサ金貨1枚=8レアル銀貨16枚という交換比率が公定されることとなったが、両貨幣の品位と重量はまったく同一だったので、この比率はそのまま16:1という法定金銀比価を意味した。

チリ国内での鋳造の開始は、以前の時期に比べると通貨供給を弾力的にしたといえようが、金銀複本位制度に関わる問題点の一つは、よく知られているように、公定金銀比価と市場の実勢比価とのズレが絶えず生じることであ

る。すなわち、公定比価は時々の国内外の実勢比価を参照して設定されるものの、実勢価格の方は絶えず変動するため、例えば、金の銀に対する実勢価格が公定比価を上回ると、グレシャムの法則が働き、金は国内流通部門から引き上げられ、事実上、銀のみが流通するような事態となるのである（逆の場合は逆の結果）。したがって、金銀複本位制の場合、法制上は、二つの金属を本位貨と定めていても、国内外の実勢金銀比価の如何によっては、事実上、単本位制と大差ない状況が生まれ、通貨当局が複本位制を維持しようとする限り、絶えず、公定比価の変更を余儀なくされる状況が続くのである⁽¹¹⁾。

18世紀後半のヨーロッパでの実勢金銀比価は大体14.72～15.09（銀で表現した金の相対価格）で推移したので、上記の公定比価は、ヨーロッパに比べて金高銀安傾向の設定であった。ゆえに、チリでも銀貨の輸出圧力が発生し、その後の勅令でプレミア付き銀貨の流通や公定比価の変更などを定め、銀流出の防止＝金銀複本位制の維持が図られたのであるが、そういうする内に、19世紀初頭には植民地体制そのものが崩壊したのであった。

(2)

話を第1期に進めよう。第1期の通貨・金融システムの特徴は、①通貨制度の連続性と、②金融制度の未発展、という2点に集約することが可能である。

まず制度の連続性であるが、独立後の通貨体系は18世紀のものを微調整したものにすぎず、上述したように制度の激変は生じていない⁽¹²⁾。

当該期の通貨制度に関する法令は、1832年、34年、38年、43年に制定されているが、このうち、第1期の通貨体系を最も詳細に規定した法律は、1834年の通貨法である⁽¹³⁾。資料一7でこの内容を先述の18世紀の体系と比較してみると、貨幣品位を若干落とし金・銀貨の純度に差を設け、定位補助貨幣としての銅貨鑄造を開始したことなどの他には、18世紀からの決定的な変更点はなく、ドブローン金貨（=以前のオンサ金貨）を16ペソとし、8レアル銀貨を1ペソとする非十進法の植民地時代の通貨制度に淀みなく接合していることが分かろう。新しい通貨体系は、もちろん、18世紀の铸貨のようにスペイン国王の胸像をあしらうことには止めていたが⁽¹⁴⁾、第1期にみられる制度の

資料一 1834年法の通貨体系

通貨単位	通貨体系
(1834年10月24日制定)	金貨品位=21カラット=0.8749 1マルコ(=230.0465g)の金地金から8.5枚のドブローン金貨を鋳造 ドブローン金貨=16ペソ =27.064g (=純金量23.678g) =メディオ・ドブローン金貨×2 =クアトロ・ドブローン金貨×4 =エスクード金貨×8 ∴1金ペソ=1.692g (=純金量1.480g)
金貨	
ドブローン	
メディオ・ドブローン(=1/2ドブローン)	
クアトロ・ドブローン(=1/4ドブローン)	
エスクード(=1/8ドブローン)	
銀貨	銀貨品位=10ディニーロ20グラーノス=0.9027 1マルコ(=230.046g)の銀地金から8.5枚のレアーレス・デ・ア・オーチョ銀貨鋳造 レアーレス・デ・ア・オーチョ銀貨=1ペソ(=ペソ・フェルテ) =27.064g (純銀量24.431g) =レアーレス・デ・ア・クアトロ銀貨×2 =レアーレス・デ・ア・ドース銀貨×4 =レアーレス銀貨×8 =メディオス・レアーレス銀貨×16 =クアルティージョス銀貨×32 =センタボ銅貨×100 =メディオ・センタボ銅貨×200 (=272マラベディス)
レアーレス・デ・ア・オーチョ(=8レアル=ペソ・フェルテ)	
レアーレス・デ・ア・クアトロ(=鋳造されず)	
レアーレス・デ・ア・ドース(=2レアル)	
レアーレス(=1レアル)	
メディオス・レアーレス(=1/2レアル)	
クアルティージョス(=1/4レアル)	
銅貨(補助貨幣=定位貨幣, 発行上限3万ペソ)	1ペソ=1銀ペソ=1金ペソ 純銀24.431g=純金1.480g ∴金銀比価=16.51:1
センタボ	
メディオ・センタボ(=1/2センタボ)	

出所) Subercaseaux [1922], pp.44-46, Carvacho [1994], pp.54-55. の叙述をもとに作成。

慣性力は歴然としていた⁽¹⁵⁾。

当該期の通貨制度に内在した主要な問題点も、基本的には植民地時代と変わっていない。すなわち、金銀複本位制度に宿命的な金銀比価の問題と、それに関連した通貨不足の問題である。

まず金銀比価であるが、資料が示すように、新しい比価は、16.51:1であった。ヨーロッパでの実勢比価は、18世紀半ばの銀高水準（18世紀半ば過ぎには14.72:1程度）から銀安水準へと徐々にシフトしてはいたが、1833年の実勢水準は大体15.93:1であったので、上記公定比価は18世紀の時と同様金

高銀安設定を意味し、銀の流通からの引き上げ＝輸出圧力は変わらなかった。

チリが金高銀安の公定比価を選択したのは、植民地時代からの伝統的な政策を継承したもので、もともと銀生産が豊富なラテンアメリカ地域では、希少な金の価値を重視する傾向がヨーロッパなどに比べて強く、したがって、銀流出よりも金喪失を警戒することが一般的であったためである。

チリの場合も、19世紀の相次ぐ銀山の発見で銀産出量は増えたものの、金の産出量は相対的に停滞したために、金の流出に対してとりわけ敏感であった。また、金貨の鋳造から得られるシニヨリッジが銀貨鋳造よりも大きく、その点が、政府による金重視の姿勢を支えていた一要因であった点も指摘できよう⁽¹⁶⁾。

政府は、それゆえ、従来通り、金貨重視の政策を維持し、金高銀安の設定自体を変更することはなかったが、銀流出に対しては一定の手立てを講じている。その一つが、いわゆる銀への「打ち歩」であった。すなわち、1838年11月24日以降、国庫が授受する8レアル銀貨（＝1ペソ銀貨）に6.25%の打ち歩を付加することを決定し、公定比価の全面的な見直しではなく、部分的な銀高方向への修正を施することで銀貨の海外流出防止を図ったのである⁽¹⁷⁾。

しかし、この方策は当然といえば当然の副産物を惹起してしまった。すなわち、この打ち歩は、計算上の煩瑣さを理由に、8レアル銀貨以外の完全量目銀貨には適用されなかつたので、事実上8レアル銀貨の悪鋳化と同じ効果をもたらし、たちまちのうちに少額銀貨を流通から消し去つたのである。この結果、8レアル銀貨の流出傾向には歯止めはかかったが、逆にそれ以外の少額貨幣が消え失せ、植民地期以来の少額貨幣不足が深刻化していった⁽¹⁸⁾。

このような事態への対策として行われたのが、1843年の通貨法の改正である。

今次の改正のポイントは、38年の打ち歩によって混乱が生じていた銀貨の価値体系を修正した点にあった。すなわち、8レアル銀貨（＝1ペソ）の含有銀量（重量27.064g、純銀量24.431g）に変更はなかつたが、2レアル銀貨、1レアル銀貨、1/2レアル銀貨の含有品位を11.4%だけ落とし、38年以降の打ち歩によって生じている名目重量の水増しによる銀貨価値の混乱を修正したのである。また同時に、少額銀貨の自由鋳造を止め、定位補助貨幣の場

合と同様、国家のみがこれを発行できる制度にしたため、少額銀貨の補助貨幣的な性格が強まった⁽¹⁹⁾。

この改正の結果、一時的に銀の鋳造量は増えたものの（後掲資料－8, 10参照）、もちろん、これだけで通貨問題の抜本的な解決がもたらされるわけではない。しかも、38年の措置と同様、この改正は公定比価そのものを変えない弥縫策であり、金銀比価を全面的に見直す作業は、1851年の新通貨法の成立を待たねばならなかつたのである。

(3)

ここで、金属本位制の最大の弱点である通貨不足（＝貨幣供給の非弾力性）の問題について整理しておこう。通貨不足は、①経済活動の水準に見合った貨幣需要に対して通貨供給が追いつかないという一般的な問題と、②貨幣のなかでも特に少額補助貨幣の不足によって生じる特殊な問題の双方を含んでいたが、チリでは特に後者の問題が深刻であった。

少額貨幣の不足は、本来は、補助貨幣を発行することで解決できる問題である。しかし、チリでは、植民地時代以来、金属実質と名目実質とが大きく乖離する定位貨幣の鋳造は行われてこなかった。これはスペイン本国が、定位貨幣の鋳造によって植民地政府にもたらされる巨額のシニヨリッジを嫌い、定位貨幣の発行が金属本位制度の崩壊に道を開く可能性を警戒したためであったが、独立後の共和国政府も、定位補助貨幣（＝悪貨）の鋳造によって金・銀の完全量目貨幣（＝良貨）が流通から消えてしまうことを恐れ、すぐには補助貨幣の鋳造には乗り出さなかつた⁽²⁰⁾。

この結果、日常の小口取引には、鋳造されている貨幣の中で最も少額のクアルティージョ銀貨（1/4レアル銀貨）が使用されざるをえなかつたが、18世紀末の物価水準でいえば、小麦1キロ、いんげん豆1キロの値段が大体クアルティージョ銀貨の価値に相当したので、明らかにこれよりも少額の貨幣が釣り銭として必要であった。しかも、金に比べて銀貨自体の鋳造量が少ない上に、少額銀貨の鋳造は8レアル銀貨などの大型貨幣に比べて極端に少なかつたので、日常的な小口取引で役立つような少額貨幣は公的な制度としては完全に機能不全の状態にあったのである⁽²¹⁾。

このような公的制度の不備を補完したものが、私的な制度、すなわち、①マクキーナ (macquina) であり、②セニャ (señas) やミター (mitad) であった。前者は、もともと銀貨であったものが、金属実質をかなり削り取られハンマーで型どられて再生した純度も形状も個々バラバラの欠損銀貨のこと、金属実質とは無関係に少額の定位補助貨幣として自然発生的な形で利用されるようになっていたものである。後者は、労働者や農民がクアルティージョ銀貨などで商品を購入する際、商店主が釣り銭として発行した、紙や皮革でできた私製のチケットのことである⁽²²⁾。

①や②の代替的な「貨幣」の使用によって、ある程度少額補助貨幣の問題は緩和されはしたが、これにも問題があった。

まず、国家が関与しない私的な「貨幣」である以上、制度としての広がりには限界があるし、たとえ大量に流通したとしても、国家の発行する定位補助貨幣と同じく、正貨=完全量目貨幣を駆逐する危険性は消えない⁽²³⁾。また、後者の場合、制度の恣意性に問題があった。小売り商などによって発行されたチケットは、現金での払い戻しが許されず、同一商店での購入にのみ使用できるのが一般的であった。それゆえ、少額貨幣の私的な代位は、流通部面における収奪の一手段として利用される恣意性を許していたのである。

少額貨幣不足の問題は、基本的には、第1期を通じて変わっていない。ただ、この問題に対して政府が全くの無策であったわけではなく、セニャの発行から利益を得ていた商人層などの声を押さえる形で、上述した1834年の通貨法によってようやく2種類の銅貨（センタボ、メディオ・センタボ）がチリ最初の定位貨幣として鋳造されることになったのである⁽²⁴⁾。

ただし、これも事態の抜本的な解決にはならなかった。補助貨幣が正貨を駆逐してしまわないようその発行には3万ペソの発行上限が設けられたうえに、イギリスで鋳造されたチリ最初の銅貨は、補助貨幣としてよりも装飾具として好まれたために、すぐに流通から消えうせ、これまで通り、私的貨幣が少額貨幣として用いられるという事態が続いたのである⁽²⁵⁾。

また、少額補助貨幣の問題に限定せずに、流通手段としての貨幣不足を一般的な次元から言及しておこう。

一般に、原始的な金属本位制下での通貨供給は、①産金・産銀業者から造

幣所へ引き渡される金属地金の供給量（＝鋳造量）と、②正貨の流出入や退蔵状況によって規定され、さらにいえば、鉱山における金・銀の産出動向が①に、金銀比価の動向が①や②に、貿易収支の動向が②に影響を与える。

まず資料一8で貨幣鋳造量を確認しておくと、第1期は、1817～1830年まで続いた直前期の落ち込みを回復させたものの、年々の鋳造額（1830～48年期の年平均鋳造額＝41万8983ペソ）は全体として18世紀後半の鋳造水準（70万～100万ペソ）よりも低く、当該期のマネーサプライを制約する要因になっていたことが分かる⁽²⁶⁾。

これを金貨と銀貨に分けて考察してみると、a) 銀貨鋳造が1816年頃をピークに激減し、第1期には乱高下を繰り返すトゥリビアルな数字に甘んじていたこと、b) また金貨の方も18世紀後半（年平均60万～70万ペソの鋳造）に比べるとその鋳造量は停滞気味に推移していたことが確認できる（鋳貨種類別の鋳造状況は資料一9、10を参照）。

金貨鋳造が十分に進まなかつた一因としてしばしば指摘されるのが、金に対する課税措置である。例えば、第1期に先行する19世紀初頭から1830年頃までの金鋳造量は18世紀半ば以降で最悪の落ち込みを記録したが（1810年＝86万4824ペソ→1830年＝5万5760ペソ），これは、内戦のための戦費を必要とした政府が、金への課税を大幅に引き上げたために（1826年の金課税はトータルで10.12%），国内産金業者が造幣所へ金を売却せず地金のまま海外に密輸出したことに起因したものであった⁽²⁷⁾。

第1期は、金への税率を引き下げ（1833年＝5.58%），造幣所での金地金の買い上げ価格を引き上げるなどの措置をとったため、直前期の急激な落ち込みからは回復したものの、依然として高い税が金に課せられている状況に変化はなく、結果的に、1830～40年代の金鋳造額は年々38万ペソ程度と、18世紀後半の平均的な鋳造水準（60万～70万）よりも見劣りする数字に低迷せざるをえなかったのである⁽²⁸⁾。

他方、②に関して影響を与えた第1期の貿易収支をみると、直前期に比べ1830年代頃までは良好であったが⁽²⁹⁾、1840年代後半以降再び悪化し（資料一11），結果としてネットでの正貨流出を記録していることが分かる。しかも、同時期の造幣所での貨幣鋳造量は、金・銀・銅貨のトータルでみても低下し

たため(1843年=58万6339ペソ→1848年=32万1398ペソ), 1845~48年期のマネーサプライは絶対水準を低下させ, 第1期の終わり頃には通貨不足が深刻化していったのである。

実際, 第2期の金融システムの生成を促した一因は, このような通貨制約の深刻化であった。政府は, このような状況に対して, 上で触れたような政

資料一 8 金貨と銀貨の鋳造量

年	金 貨		銀 貨		計 (ペソ)
	数量 (マルコ)	額 (ペソ)	数量 (マルコ)	額 (ペソ)	
1809	4.815	654.840	19.082	162.197	817.037
1810	6.359	864.824	18.496	157.216	1.012.040
1811	5.230	711.280	13.177	112.004	823.284
1812	5.631	765.816	41.499	352.741	1.118.557
1813	4.624	628.864	58.865	508.852	1.137.716
1814	3.532	480.352	44.644	379.474	859.826
1815	4.778	649.808	48.421	411.578	1.061.386
1816	5.452	741.472	57.740	490.790	1.232.262
1817	505	68.680	53.043	450.865	519.545
1818	3.731	504.968	44.142	375.207	880.175
1819	4.603	626.008	28.360	241.060	867.068
1820	4.290	583.440	13.963	118.685	702.125
1821	1.992	270.912	15.458	131.393	402.305
1822	3.873	526.728	18.014	153.119	679.847
1823	2.300	312.800	5.729	48.696	361.496
1824	1.388	188.768	1.789	15.206	203.974
1825	1.153	156.808	404	3.400	160.208
1826	1.294	175.984	719	6.111	182.095
1827	282	38.352	62	527	38.879
1828	566	76.976	76.976
1829
1830	410	55.760	808	6.868	62.628
1831	205	27.880	6.087	51.739	79.619
1832	1.357	184.552	4.914	41.769	226.321
1833	3.009	409.224	10.848	92.208	501.432
1834	3.840	522.240	5.405	45.942	568.182
1835	3.482	473.552	632	7.732	481.284
1836	3.293	447.848	447.848
1837	2.073	281.928	924	7.854	289.782
1838	4.103	558.008	208	1.768	559.776
1839	3.362	457.232	24.152	205.302	662.534
1840	3.064	416.704	736	6.256	422.960
1841	3.150	428.400	229	1.782	430.182
1842	3.461	470.696	279	2.296	472.992
1843	3.332	453.152	12.832	133.187	586.339
1844	3.235	474.331	7.173	68.860	543.191
1845	2.522	369.788	19.359	157.046	526.834
1846	1.940	284.452	11.672	112.051	396.503
1847	2.296	336.944	5.844	56.102	393.046
1848	1.675	245.596	7.896	75.801	321.397
1849	6.244	915.526	13.693	131.452	1.046.978
1850	22.774	3.339.237	1.340	12.864	3.339.237

出所) Carvacho [1994], pp.53-54, Subercaseaux [1922], p.40.

注) 明らかに誤りと思われる数字は訂正してある。1マルコは、約0.230kg。

資料—9 金貨の種類別にみた鋳造状況

年	ドブローン金貨		メディオ・ドブローン金貨		クアトロ・ドブローン金貨		エスクード金貨		公差	個数	総額	額	マルコ
	個数	額	個数	額	個数	額	個数	額					
1810	\$ 54,686	\$ 858,976	272	\$ 2,176	510	\$ 2,040	816	\$ 1,632	\$ 404	55,284	\$ 865,228	\$ 6,359	
1811	44,200	707,200	170	1,360	340	1,360	680	1,360	492	45,390	711,772	5,230	
1812	47,506	760,096	254	2,023	476	1,904	952	1,904	564	49,188	766,500	5,331	
1813	36,839	589,424	1,462	11,696	2,958	11,832	4,556	9,112	180	45,815	622,244	4,574	
1814	28,883	462,128	340	2,720	682	2,728	1,152	2,304	—	31,057	469,880	3,455	
1815	39,414	630,624	290	2,320	408	1,632	816	1,632	88	40,928	636,296	4,678	
1816	29,639	474,224	100	800	608	2,432	408	816	70	30,755	478,342	3,516	
1817	10,965	175,440	68	544	168	672	408	816	148	11,609	177,620	1,305	
1818	29,563	473,008	1,599	12,792	2,425	9,700	3,986	7,972	245	37,573	503,717	3,702	
1819	36,958	591,328	1,559	12,472	3,039	12,156	5,026	10,052	312	46,582	626,320	4,603	
1820	34,941	559,056	1,278	10,224	1,832	7,328	3,416	6,832	229	41,467	583,669	4,290	
1821	16,388	262,208	476	3,808	544	2,176	1,360	2,720	190	18,768	271,102	1,992	
1822	31,416	502,656	1,342	10,736	1,664	6,656	3,328	6,656	190	37,750	526,894	3,873	
1823	19,210	307,360	306	2,448	372	1,488	744	1,488	—	20,632	312,784	2,300	
1824	10,183	162,928	1,530	12,240	1,700	6,800	3,400	6,800	173	16,813	188,941	1,388	
1825	8,483	135,728	986	7,888	1,460	5,840	2,920	5,840	114	13,849	155,410	1,152	
1826	7,607	121,712	1,088	8,704	1,936	7,744	4,280	8,560	96	14,911	146,816	1,293	
1827	2,176	34,816	238	1,904	204	816	408	816	38	3,026	38,390	282	
1828	4,250	68,000	—	—	—	—	4,488	8,976	72	8,738	77,048	566	
1829	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1830	3,068	49,088	49	—	—	—	—	—	—	—	—	55,748	419
1831	1,745	27,920	—	—	—	—	—	—	22	1,745	27,942	205	
1832	11,102	177,632	—	—	493	1,972	2,338	4,676	—	13,933	184,280	1,355	
1833	24,990	399,840	321	2,568	224	896	2,620	5,240	164	28,155	502,287	3,840	
1834	31,166	498,656	1,233	9,864	1,621	6,484	3,618	7,236	47	37,638	522,287	3,840	
1835	28,122	449,952	1,331	10,648	1,494	5,976	3,420	6,840	a	34,367	473,416	3,481	
1836	26,548	424,768	1,389	11,112	1,533	6,132	2,918	5,836	a	32,388	447,848	3,293	
1837	17,261	276,176	321	2,568	331	1,324	658	1,316	a	18,571	281,384	2,069	
1838	33,333	533,328	—	—	3,449	13,796	6,122	12,244	a	42,904	559,368	4,113	
1839	27,168	434,688	—	—	3,064	12,256	4,940	9,880	a	35,172	456,824	3,359	
1840	24,852	397,632	108	864	2,396	9,584	4,312	8,624	a	31,668	416,704	3,064	
1841	25,588	409,408	100	800	2,552	10,208	3,992	7,984	a	32,232	428,400	3,150	
1842	27,298	436,768	—	—	2,986	11,944	5,076	10,152	342	35,360	459,206	3,374	
1843	27,127	434,032	—	—	2,464	9,856	4,632	9,264	134	34,223	453,286	3,332	
1844	a	a	a	a	a	a	a	a	a	227	a	474,559	3,235
1845	a	a	a	a	a	a	a	a	349	a	370,137	2,522	
1846	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	284,452	1,940	
1847	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	336,944	2,296	
1848	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	245,597	1,675	
1849	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	915,526	6,244	
1850	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	3,339,238	22,774	
1851	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	3,285,427	22,407	
合計	801,675	12,826,800	18,161	145,288	43,933	175,732	91,118	182,236	4,894	954,887	22,586,254	161,240	

出所) Mamalakis [1985], pp.27-28.

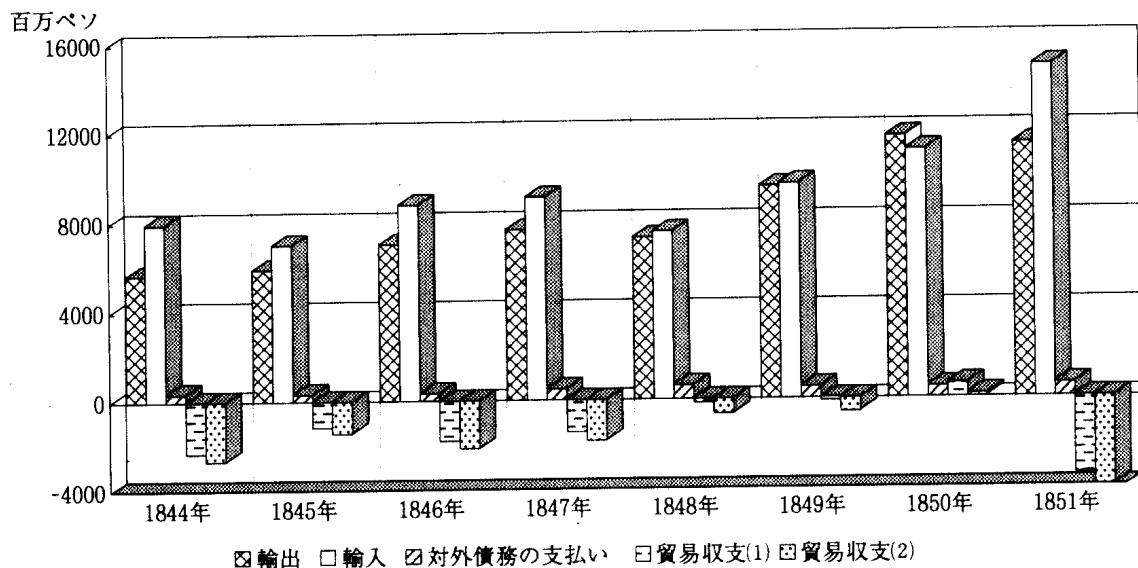
注) aはデータの入手が現時点では不可能なもの。

資料—10 銀貨の種類別にみた鋳造状況

年	8 レアル銀貨		4 レアル銀貨		2 レアル銀貨		1 レアル銀貨		1/2 レアル銀貨		1/4 レアル銀貨		公差 個数 額	
	個数		額		個数		額		個数		額			
	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	\$	
1810	126,454	126,454	9,808	4,904	44,912	11,228	78,608	9,826	49,632	3,102	54,400	1,700	480	
1811	96,900	96,900	5,800	2,900	27,200	6,800	20,400	2,550	18,352	1,147	54,400	1,700	272	
1812	306,518	306,518	27,334	13,667	68,848	17,212	42,496	5,312	125,120	7,820	70,720	2,210	898	
1813	415,650	415,650	34,000	17,000	136,000	34,000	213,176	26,647	217,600	13,600	62,560	1,955	1,040	
1814	368,478	368,478	38,478	18,950	425	3,740	935	54,400	6,800	4,836	67,168	2,699	840	
1815	387,540	387,540	10,200	5,100	23,800	5,950	40,800	5,100	99,008	6,188	54,400	1,700	1,063	
1816	385,815	385,815	16,779	132,319	123,488	15,436	118,592	7,412	81,600	2,550	776,611	327	428,319	
1817	132,319	132,319	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132,607	
1818	371,964	371,964	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	288	
1819	236,491	236,491	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	132,319	
1820	116,123	116,123	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1821	126,616	126,616	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1822	148,291	148,291	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1823	45,959	45,959	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1824	11,721	11,721	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1825	3,400	3,400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1826	6,111	6,111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1827	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1828	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1829	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1830	6,868	6,868	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1831	51,739	51,739	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1832	40,069	40,069	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1833	88,340	88,340	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1834	43,845	43,845	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1835	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1836	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1837	5,404	5,404	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1838	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1839	205,292	205,292	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1840	4,556	4,556	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1841	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1842	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
1843	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	6,868	
1844	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	51,739	
1845	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	41,841	
1846	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	94,469	
1847	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	102	
1848	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	21,488	
1849	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	1,768	
1850	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	205,292	
1851	3,732,463	3,732,463	87,992	43,996	389,184	97,296	639,080	82,385	935,264	58,454	1,118,464	34,952	7,488	205,392
計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

出所) Mamalakis [1985], pp.29-30.
注) aは資料—9に同じ。

資料一11 貿易収支の動向（1844～1851年）



出所) Humud [1974], pp.72-73.より作成。

注) 貿易収支(1)は、輸出マイナス輸入の数字。貿易収支(2)は、これからさらに対外債務の支払分を差し引いたもの。

策以外にも、外国通貨の流通を容認したり、貴金属の密輸を防ぐ手だてを講じはしたが⁽³⁰⁾、問題の根本的な解決には至らなかった。

III 金融システム

(1)

次に、第1期の金融制度を考察しよう。

すでに述べたように、当該期の特徴は、金融制度の著しい遅れである。この時期には、第2期以降にみられるような近代的な銀行組織は存在しておらず、インフォーマルな高利貸し的金融がほぼ唯一の貨幣市場であった。当該期を原始的な金属本位制の時代と呼ぶのは、金属流通が銀行券などの信用貨幣の流通によって補完されていない点に注目しているためである。

このような特徴は、貨幣制度同様、基本的には植民地時代からの遺産であった。植民地期のチリは商業活動の規模が小さかったため、ペルーなどとは異なり、預金や貸付業務を行う銀行組織の生成を経験していない。しかも、チリでは、中世ヨーロッパと同様、金融活動そのものが「悪徳」視される風

潮が強く、貸付の利子率も上限が5%と定められ、システムの発展が制度的に抑制されていたのである⁽³¹⁾。

しかし、独立後の開港によって商業活動が盛んになり貨幣需要も高まりをみせると、それまで、富裕な地主、商人や修道院などによって細々と行われていた金貸し事業に、外国の貿易商人などが積極的に参加することになり、金利規制を無視する形で12~18%の高利貸付が行われるようになった⁽³²⁾。

政府は、1832年9月14日、当時者どうしの合意があれば自由に金利を決めてよいという法律を制定し、この事態を追認するが⁽³³⁾、当該期の信用組織の発展は遅れた。

第1期の最も典型的な金融形態は、貿易商人などによって行われたアビリタシオン (habilitación) である。これは、金融を貿易活動と結び付けたもので、農業や鉱山部門の生産者に対して、将来の輸出農産物や鉱産物を担保に、資本の前貸しを行うものである。しかし、アビリタシオンは金利が高く、生産物の買い付けオプションを貸し手に与え、価格変動のリスクを借り手が一方的に負う仕組み (= 信用オプション制度) をとっているなど問題が多かった⁽³⁴⁾。

もちろん、この時期にもフォーマルな金融制度、すなわち銀行組織を設立する動きがなかったわけではない。独立直後から銀行設立を求める世論は存在しており、1820年代にはさまざまな銀行設立案が議論された。また、1840年代には銀行設立に関する議論が再度活発化し、後述するような正式な銀行組織の創設に結実している(1849年)。しかも、最近の研究によれば、すでに1820年代に一度、銀行という名を冠した発券銀行が当時鉱山ブームで沸いていたラ・セレーナに設立されたことが明らかにされている (= 「バンコ・デ・コルドベス Banco de Cordovez」)⁽³⁵⁾。

しかし、当該期には、正規の銀行組織はほとんど発展していない。銀行の役割を代位したのはここでも内外の商人層であり、第2期ほど目立ったものではなかったが、1840年代頃までには、彼らが局地的な形で貸付・預金の受け入れ・手形の割引・兌換券の発行などの金融業務を行うようになっていたのである⁽³⁶⁾。

発券業務だけに注目すれば、1830年代後半にはすでに、商業信用を基礎と

した兌換紙券のようなものが発行されており、早期の例としては、1837年の政府報告書の中で触れられているウォーカー兄弟商会 (Casa de Walker Hnos.) の事例が有名である。すなわち、コキンボ地方のウアスコやバジェナールでは、同商会が発行した持参人払いの手形 (vales al portador) が私的兌換券として1万ペソ程度流通し、極端な通貨不足を理由にその手形によつて税金納付を行う者すらいたというのである⁽³⁷⁾。

私的経済主体による法的な裏付けのないこのような兌換紙券の発行は、特に鉱山開発が盛んになった北部鉱山地帯を中心にある程度の広がりをみせ、1839年には、ウォーカー兄弟商会の他にも、セウェル商会 (Sewell y Cía.) やオバージェ兄弟商会 (Ovalle Hnos.), G・レイガーダ=B・サバラ商会 (G. Reygada y Bruno Zavala) などが同様の紙券を発行していたことが確認されている⁽³⁸⁾。

しかし、このようなインフォーマルな商業信用の叢生が、資金不足の問題を緩和させ産業化にプラスの効果をもたらすことは歓迎すべきことであったが、問題だったのは、国家の法整備が遅れ、信用組織に関しては、事実上の無法状態が生じていたことである。いうまでもなく、法的規制を受けない紙券発行は、正貨準備を十分に保有しない過剰発行を惹起しやすく、発行主体の倒産によって兌換そのものが反故にされ、金融不安を引き起こす危険性が伴う。上記の諸商会も十分な保証がないままに多額の紙券を発行していたため、政府は1839年11月、以下のような法令を制定することとなった。

すなわち、①政府の許可なく銀行を設立したり、支払手形 (bill of credit, =銀行券) を発行することを禁止すること、②もし銀行設立を望むものがあれば希望する発券額などをあらかじめ申請し、その兌換を可能にするだけの担保を政府に差し出すこと、③すでに銀行券の発行を行っているものは、この法令が公布されしだい既発行の紙券の消却を可能にするだけの担保を提出し、新規の発行は停止すること、などを命じたのである⁽³⁹⁾。

当時はまだ正式な銀行は存在していなかったので、これは事実上、銀行と同様の役割を演じていた貿易商や個人に対する規制を意味したが、政府が銀行設立や発券ルールに関して初めて言及したという意味においては、チリ最初の銀行法とも呼びうる法令であった。

ところで、銀行に関するチリ最初の法令が、その設立の促進ではなく、むしろ設立規制を主眼としていたことが象徴しているように、第1期を通じて政府に共通した政策スタンスは、官民の発行主体を問わず紙幣発行一般に対する強い警戒心であった。これは、当時の近隣ラテンアメリカ諸国が多くが紙幣流通に起因したインフレに見舞われ、どの国も深刻な社会経済危機を惹起していた事態を、強力な大統領権限を背景に硬性国家の樹立を目指したペルコーン政府⁽⁴⁰⁾が憂慮し、不換紙幣の発行へと道を開くような金融の制度化に極めて消極的であったためである⁽⁴¹⁾。

しかし、前述したような貨幣不足の問題が1840年代に深刻化すると、硬直的な金属本位制による通貨制約や、金融システムの隘路による産業発展の制約の打破を目的とした銀行設立の世論が高まり、知識人や政治家、実業家などを中心に、さまざまな銀行設立案が新聞紙面などで盛んに議論されるようになる。その際、どの意見も銀行設立の必要性を説く点では一致していたが、意見が対立したのは、銀行の運営に國家の関与を認めるかどうかという点(国立銀行構想 vs 民間銀行構想)と、発券業務を銀行に認めるか否かという点であった⁽⁴²⁾。

国立銀行を主張する人々の議論は、民間銀行は投機活動や利子収入の極大化のみに腐心する傾向があり、しかも特定の有力者や国家に媚び無節操な融資を行って腐敗と独裁の温床となりやすい、しかし政府が出資して設立する国立銀行の場合はこれまでの高利貸しの問題を解決し、産業発展のための低利融資を行うことが可能となる、しかも独占的発券業務を与えることで通貨不足も解消でき、国家への信頼ゆえに銀行券の減価も生じない、というものであった。他方、民間銀行の設立を主張する人々は、政府は銀行の経営に慣れておらず、独占的な発券業務を政府に任せれば財政赤字の補填のために銀行券の発行を行い、過剰発行によるインフレを招いてしまう危険性が高い、したがって銀行設立は政府の影響を受けない民間人ないしは民間株式会社に任せるのが望ましい、という議論であった⁽⁴³⁾。

上記の2つの銀行案の内、当初、有力だった見解は、独占的な発券機能を有する国立銀行構想の方である。政府もこの世論に押され、1845年1月に国立銀行設立に関する委員会の設置を決定、同年7月、当該委員会は銀行案を

発表した。

この構想は、①新銀行の資本金を300万ペソとし、うち100万ペソを政府が拠出する現金で、残りの200万ペソを内国債の発行でまかなう、②また業務としては、現金準備の2倍を越えない範囲での銀行券の発行、外国為替業務、正貨・地金の売買、預金、貸付、送金、手形割引、公債・外国公債の取扱いを考え、③銀行の意思決定は12名の役員から構成される理事会(corte)が行い、理事会は政府の統制を受ける、というものであった⁽⁴⁴⁾。

しかし、この構想には、バルパライソやサンチャゴの大商人を中心に激しい批判が噴出する。この案では、政府による発券事業がやがては不換紙幣化し、隣国アルゼンチンやエクアドルと同様の事態をもたらす危険性があるというのである。しかも、第2期ブルネス政権の内閣改造で蔵相が交代したこともあるって、結局政府はこの案を撤回、しばらくは、具体的な銀行構想をめぐっての試行錯誤が続いた。

(2)

具体的な銀行設立が日程に上ったのは、1849年になってからであった。この年、スペイン人アントニオ・アルコス(Antonio Arcos)が、経済開発のための発券銀行設立に前向きだった新蔵相M・C・ビアル(Vial, 1848年就任)の意を受けて、20年間の独占的な発券業務と政府側の100万ペソの出資等の内容を持つ銀行の設立を申請したのである⁽⁴⁵⁾。

申請の内容は、①1株100ペソの株式を3万株発行して資本金は300万ペソとする、②アルコスと政府は100万ペソずつを出資し残りは公衆に株式を売却して調達する、③正貨準備の3倍を限度とする銀行券の発行を行いこの銀行券には強制通用力を与える、④また公金預かりの特権をも新銀行に与え、⑤貸し出し金利は当時の一般的な水準よりも低い年利6%とすること、⑥さらに、政府は20年間同種の株式銀行の設立を許可しないことを約束し、銀行頭取(gerente)にはアルコスが就任する、などの骨子から成っていた。一読すれば明らかのように、これは、いわば国立銀行と民間銀行とを折衷したような構想であったといえる。

しかし、計画が具体化する直前に内閣改造が行われ、経済への国家介入に

は批判的なアントニオ・ガルシア・レジェス (Antonio García Reyes) が蔵相に就任すると、1849年6月、前任者とアルコスとの間で交わされていた合意は破棄され、銀行設立の申請は却下された。

そこで、アルコスは、同年7月、当初の案を以下のように変更し、再度設立許可を政府に申請した。すなわち、①資本金は200万ペソ（100ペソ株券2万株）とし、うち100万ペソはアルコスが出資、残りは、一般から募集する、②業務の内容は、為替の売買、預金、手形割引、銀行券の発行とする、③銀行券の発行に際しては発行準備として10万ペソの国債（利子=3%）を国庫に預託するが、④そのかわり銀行券には強制通用力を付与し、その発行に利子を徴収しない、⑤今後10年間は上記特権を銀行に認め、将来国立銀行を創設する際にはアルコス銀行を母胎として設立することを認める、などの内容を持つ申請であった。

レジェスは、発券銀行自体に懐疑的であったが、今次の申請は民間株式銀行案であり、現行法も発券業務を禁止していないとの判断から、1849年7月26日、銀行券に強制通用力を付与する点を除いて、アルコスの申請を認める決定を下した⁽⁴⁶⁾。この結果、アルコスは1849年10月、バンコ・デ・チレ・デ・アルコス (Banco de Chile de Arcos y Cía. 以下「アルコス銀行」) を設立、サンチャゴに店舗を構え直ちに営業を開始した。これが、チリで最初に行われた正式な銀行組織の創設である。

アルコス銀行の設立は、当初の国立銀行案とは違ったものにはなったが、チリにとっては画期的な出来事であった。高利貸しに苦しめられていたチリの産業資本にとって6%という低利融資は魅力的であったし、アビリタシオンのような生産物の買い付けオプションを伴う前貸し禁止条項も盛り込まれ、新しい金融制度の始まりを予感させる重要な試みだったのである⁽⁴⁷⁾。

しかし、アルコス銀行は、極めて短命であった。営業開始からわずか半年程度で、銀行の解散に追い込まれたのである。

失敗の最大の理由は、インフォーマルな金融組織としてチリの貨幣市場を支配していたバルパライソの既存商人層が、アルコス銀行の設立を自らの権益を脅かす試みと捉え、それに激しく抵抗したためであった。彼らは、アルコス銀行による銀行券の発行が当時のアメリカで生じていたのと同じような

金融不安をもたらす恐れが濃厚であること、また現行法は指図式以外の手形発行や持参人払いの紙幣発行を認めていないので、アルコス銀行による銀行券の発行は違法であり、したがって政府は銀行券発行の合法性を最高裁(Corte Suprema)の判断に委ねるべきである、という批判を展開し、その合法性を法廷で争ったのである⁽⁴⁸⁾。

アルコス側はこれに強く反発し、バルパライソの商人たちもアルコス銀行と同じ発券業務をインフォーマルな形で行っている点などを突いて巻き返しを図るが、同年10月と11月に、最高裁は、裏書きのない持参人払いの紙幣が違法であること、しかも10万ペソでの銀行準備では現行法の規定に照らして十分でないという判断を下し、アルコス銀行に大きな打撃を与えててしまう。

バルパライソの商人は、最高裁のこの判断を受け、アルコス銀行が新規の発行を止め発行済み銀行券の消却を行わなければ、今後は、自分達が行っている国内の商業・金融活動を縮小せざるをえないという要求書を政府に突きつけ、アルコス銀行の発券業務の停止を政府に迫った。この結果、1850年4月17日、政府はアルコス銀行の発券業務の停止を命ずるのである。

一方、発券業務を奪われることになったアルコス銀行は、同年4月20日、政府に預託していた10万ペソの国債の返還を求めるが、レジェス同様に反・発券銀行主義者であった新蔵相J・ウルメネータ(Urmeneta)が、この預託金は銀行経営そのものに対する担保であると主張して返還を拒否したため、アルコスはやむなく銀行の解散を決意、4月30日、政府から預託金の返還を受けると同時に、チリ「最初の」銀行は短期間で幕を閉じることになった⁽⁴⁹⁾。

アルコス銀行の挫折が象徴するように、第1期は、既存商人によるインフォーマルで自然発生的な金融制度の前に、制度的な金融組織の試みが挫折した時代であったといえる。

しかし、1840年代後半から始まる景気拡大は、もはやインフォーマルな金融システムだけでは到底処理しきれないほどの資金需要を生み出しており、アルコス銀行の挫折にもかかわらず、なんらかの金融制度の創設が必要なことは、人々の意識の上でもはっきりと認識されていた。第2期とは、このような課題に応えていく時代なのである。

注

- (1) 岡本 [1992, 1994, 1995, 1996] を参照せよ。
- (2) 軍政期の金融システムについては、例えば、Haggard [1993], Chapter 7.などを参考せよ。
- (3) この時期区分は、Ross [1910], p.8 に依拠している。1851年を画期と考えるかどうかは議論が分かれようが、他の画期は概ね妥当であろう。
- (4) 厳密にいえば、1878年以前にも不換紙幣の流通は、独立直後の政治的混乱期（不換政府紙幣）や、次稿で述べる1860年代半ばの対スペイン戦争時（不換銀行券）に行われている。しかし、前者は1826年には発行が停止され30年代には完全に消却処分が終わったし、後者も1865～66年という短期間の出来事であった。その点で、長期かつ大量に不換紙幣が流通した状況は第3期が初めてであったといえる。Carvacho [1994], pp.30-31, 116-128, Subercaseaux [1922], pp.81-83, Fetter [1937], pp.10-18.
- (5) ③の現象の詳しい理由は不明であるが、単純にいえば、貨幣の流通速度に変化が生じたためと考えられる。また、この時期の通貨乗数mを算出してみると、傾向的なmの上昇が確認される（1860年=1.018→1890年=1.596→1920年=3.204）。Mamalakis [1985], p.76.
- (6) 植民地時代の通貨システムについては、Subercaseaux [1922], pp.4-27. が詳しい。
- (7) Subercaseaux [1922], p.9.
- (8) 1792年の鑄貨法によって確立されたアメリカ合衆国通貨単位ドルが中南米のペソにリンクしたものであることはよく知られていることである。幕末から明治期にかけて日本に急速に流入してきたいわゆる「洋銀=メキシコ・ドル」の標準的な量目が、純銀377.25グレイン=24.446グラムであったことは、洋銀がペソの「末裔」であったことを物語っている。山本 [1994], 95-96, 187-188ページ、山本 [1996], 84-89ページ、鈴木[1972], 90, 130ページ。ここでは詳しく言及できないが、当該期の通貨・金融システムを比較経済史の視点で眺めるのには、大島他 [1960] が非常に有益である。
- (9) しかし、チリには産金能力があるので、正式の鑄貨に混じって、砂金やバレトーネス (barretones) と呼ばれる丸い金地金がインフォーマルに流通していたという。Subercaseaux [1922], pp.12-13.
- (10) 造幣所の創設は、現地政府と商人による働きかけが実を結んだものである。チリの造幣所を許可した勅令によれば、チリ国内で産出される金地金の輸出は全面禁止され、その全てが鋳造されることになっていた。Subercaseaux [1922], pp.17-18, Fetter [1937], p.5, Carvacho [1994], p.27.
- (11) 金属本位制度の諸法則に関して最も深い洞察を行っているのは、マルクス [1966] である。特に、125ページ以降の分析を参考せよ。
- (12) ただし、この時代には、過渡期特有の一部アーチークな側面がみられた。植民地時

代の通貨と新生共和国の通貨が混在していたし、スペインやメキシコ、イギリス、フランス、ポルトガルなどの铸貨が公然と流通していたのである。Ross [1910], p.33, Encina [1969], p.61, Carvacho [1994], p.60, Fetter [1937], p.5.

- (13) 民族派の開発主義者であったマヌエル・レンヒーフォ (Manuel Rengifo) が大蔵大臣に在職したのは、1830-35年、41-44年の時期であった。つまり、当該期の通貨法は、38年のものを除いて、全てレンヒーフォの在任期間中に制定されたものである。Fuentes [1988], p.499. 当該期最初の通貨法である1832年法の内容は、造幣所の金・銀地金の買い上げ価格を明記しただけの単純な内容のもので、銀よりも金の買い上げ価格の上げ幅を大きく設定することで、造幣所への金供給の増加を狙ったものであった。また、1834年法に基づく铸造は、金型の不足のために実際には法律制定後数年してから始まった。Subercaseaux [1922], pp.44, 46, Mamalakis [1985], p.21, Carvacho [1994], p.50.
- (14) 1834年法での新意匠は、チリの紋章 (coat of arms) をあしらったものを採用した。植民地時代の通貨意匠自体は、1817年、独立直後に廃止され、「自由・連合・力・独立 チリ Libertad, Unión y Fuerza and Chile Independiente」という新しい銘が刻印されていた。Subercaseaux [1922], pp.36-37, 44.
- (15) この「制度の慣性力」という点が、アメリカ合州国の独立とラテンアメリカの独立にみられる大きな相違点の一つであろう。アメリカは、独立後、イギリス本国の貨幣制度からの離脱を決意し、ラテンアメリカのペソをドル単位に衣替えして、十進法のドル体系を生んだのに対して、独立初期のラテンアメリカ諸国は、チリに限らずみな一様に植民地時代の通貨体系を維持したのである。Subercaseaux [1922], p.37-39.
- (16) Carvacho [1994], pp.57, 163, Subercaseaux [1922], pp.40, 50.
- (17) Subercaseaux [1922], pp.46-47. 打ち歩は徐々に引き上げられ、1843年には9%を越える水準に達した。
- (18) Subercaseaux [1922], p.47.
- (19) Subercaseaux [1922], pp.48-49, Carvacho [1994], p.61, Fetter [1937], p.5, Mamalakis [1985], p.32. 銀貨の補助貨幣化への動きは1851年法で修正されるものの、銀の絶えざる流出傾向や定位補助貨幣化傾向をあわせ考えると、この時期は法理的には金銀複本位制であったが、事実上は金本位制と大差ないシステムが現出したといえる。
- (20) Carvacho [1994], pp.32-33, Subercaseaux [1922], p.50.
- (21) Carvacho [1994], pp.31, 57, Subercaseaux [1922], p.51. クアルティージョ銀貨の铸造量は少なく、そのため、一つ上の1/2レアル銀貨が事実上の最小貨幣となることも多かったという。当時の1/2レアル銀貨の購買力は、大体家族全員の食費をカバーする程度であった。Subercaseaux [1922], p.51. 少額銀貨の铸造量は、後掲資料-10を参照せよ。

- (22) Carvacho [1994], pp.31-32, Ross [1910], pp.19, 33, Subercaseaux [1922], pp.42, 47-48, 50-52. マクキーナは、チリに限らず、ラテンアメリカ全域でみられた。
- (23) 実際、マクキーナの流通によって、本位貨の少額銀貨が流通から消えるという問題が生じていたという。Carvacho [1994], p.32.
- (24) Carvacho [1994], p.55, Subercaseaux [1922], p.52. この通貨法以前にも（1820年），商店主などの私的貨幣の弊害を除去する目的で，銅貨による2万5千ペソ分のクアルティージョ貨幣を鋳造する法律が制定されていたが，最終的には，銅貨鋳造に関する技術的な問題がネックとなって頓挫していた。Carvacho [1994], p.33.
- (25) Carvacho [1994], p.55.
- (26) 18世紀の鋳造量の数字は，Carvacho [1994], pp.51-52.などをみよ。植民地時代のチリは金が豊富に産出されたため，もともと鋳造された貨幣のほとんどは金貨であったが，18世紀後半に有望な銀山が発見されると，銀貨の鋳造量も徐々に増加し，19世紀の初頭までには金・銀貨総鋳造額の20%程度（1809年）を占めるまでに増えた。しかし，銀鋳造は，1822年頃から減少傾向をみせ始め，第1期には再び金の鋳造額が銀のそれを大きく上回るようになった。Subercaseaux [1922], pp.20, 41.
- (27) この点は，特にA・ロスが強調する点である。当時のイギリスが，1816年から金の鋳造に対する課税を一切廃止し，鋳造費用は国家が全て負担するようになったことは対照的な状況であった。Ross [1910], pp.20-21.
- (28) 第2期以降，この税率は段階的に引き下げられてはいったが（1858年=3.18%→64年=1.88%），完全に無税となったのは1892年のことであり，当該期の金貨供給を制約した一因となっていたことは否めない。Ross [1910], pp.20-21.
- (29) Carvacho [1994], p.57.
- (30) Carvacho [1994], p.60.
- (31) Carvacho [1994], pp.33-34, Pregger [1978], p.79.
- (32) Bauer [1970], p.179, Bauer [1975], p.88, Villalobos [1984], pp.19-20, Pregger [1978], p.79, Carvacho [1994], p.65.
- (33) Carvacho [1994], p.62.
- (34) アビリタシオンの問題については，例えばPregger [1978], pp.79-80, Carvacho [1994], p.34, Vitale [1992], p.151, 岡本 [1996], 177-178, 204ページなどを参照せよ。
- (35) この銀行は，当地の有力な商人，鉱山業者，政治家であったG・コルドベス(Gregorio Cordovez), J・ビクーニャ (Joaquin Vicuña), S・ハビランド (Samuel Haviland), C・ランバード (Carlos Lambert) の出資によって設立されたもので，短命であったが貸付と銀行券の発行を行っていたことが確認されている。正式な設立年ははっきりしないが，貸付資金がうまく回収できなかつたことや，既存の高利貸し商人などによって経営危機の噂を流されたことなどが原因で，1828年に倒産した。発

行した銀行券は、その後、旧出資者が営む商店などが消却したという。Carvacho [1994], pp.16, 48-50.

- (36) Carvacho [1994], pp.81-82.
- (37) Subercaseaux [1922], pp.56-57, Encina [1970], p.546, Carvacho [1994], pp.58-59, Mamalakis [1985], p.22.
- (38) Carvacho [1994], p.59.
- (39) Carvacho [1994], p.59, Subercaseaux [1922], p.57, Fetter [1937], p.7.
- (40) ペルコーン *pelucón* とは、政治的リベラル *piyolo* に対する保守本流の人々を指す呼び名である。
- (41) Subercaseaux [1922], p.32, Ross [1910], p.32.
- (42) Subercaseaux [1922], pp.57-59, Carvacho [1994], pp.16, 62, Mamalakis [1989], p.22.
- (43) Carvacho [1994], pp.36, 62-72, 78. 国立銀行構想を支持した人物には、P・F・ビクーニャ (Pedro Félix Vicuña) やM・フラゲイロ (Mariano Fragueiro), M・レンヒーフォがおり、政府系新聞『エル・プログレーソ』がこの論陣を張っていた。これに対し、民間銀行構想を支持する論客には、下院議員ベルナルド・デ・トーロ (Bernardo de Toro) などがいた。
- (44) Carvacho [1994], pp.67-69.
- (45) アルコス銀行の事例については、Carvacho [1994], pp.46, 71-79, Subercaseaux [1922], pp.60-61, Pregger [1978], p.80. などが詳しい。アルコスはもともとスペイン人亡命者で、チリに定住していたが、1830年、政治上の理由で渡仏し彼の地で銀行業を興して財をなした実業家であった。チリへは48年末に再入国してアルコス銀行の設立を企図したのである。
- (46) 発券に関する規制は厳しく、もし一度でも銀行券の兌換が遅延すれば、直ちに与えられた許可を取り消すという取り決めがなされていた。Subercaseaux [1922], p.60.
- (47) Pregger [1978], p.80.
- (48) アルコス銀行に反対した人々のリストは、Carvacho [1994], p.73. の脚注にある。反対派のなかには民族系企業家が多く含まれており、Pregger [1978]を始めとする「アルコス銀行の挫折=外国商人の陰謀」という従属論な構図では必ずしも割り切れない複雑な問題を示唆している。
- (49) 挫折を決定づけた別の要因としては、アルコスの個人的な評判が悪く、売りだした銀行株式に応募が全くなかったという事情もあった。Carvacho [1994], pp.76-77.

参考文献一覧

Bauer, Arnold J. [1970], "Expansión económica en una sociedad tradicional: Chile

- central en el siglo XIX”, *Historia*, No.9, pp.137-235.
- [1975], *Chilean Rural Society: From the Spanish Conquest to 1930*, Cambridge Univ. Press.
- Carvacho, Rene Millar [1994], *Políticas y teorías monetarias en Chile 1810-1925*, Univ. Gabriela Mistral.
- Encina, Francisco A. [1969,1970], *Historia de Chile: desde la prehistoria hasta 1891*, segunda edición, Tomos 11,13, Editorial Nascimento.
- Fetter, Frank W. [1937], *La inflación monetaria en Chile*, Univ. de Chile.
- Fuentes, J. et al. eds. [1988], *Diccionario Histórico de Chile*, Zig-Zag.
- Haggard, S., Lee, C.H. & Maxfield, S. (eds.) [1993], *The Politics of Finance in Developing Countries*, Cornell Univ. Press.
- Humud, Carlos [1974], “Política económica chilena desde 1830 a 1930”, *Estudios Economía* (Departamento de Economía, Univ. de Chile), No.3, Primer Semestre, pp.1-122.
- Mamalakis, Markos J. (ed.) [1985], *Historical Statistics of Chile* (Vol.5) : *Money, Banking, and Financial Services*, Greenwood Press.
- Pregger Roman, Charles G. [1978], “Role of the Banking and Insurance Sector in the Failure of the Industrial Revolution in the Nineteenth-Century Chile”, *Studies in Comparative International Development*, Vol.13, No.3, pp.76-96.
- Ross, Agustin [1910], *Chile, 1851-1910: Sixty Years of Monetary and Financial Questions and of Banking Problems*, Imp. Inglesa Westcott & Co.
- Subercaseaux, Guillermo [1922], *Monetary and Banking Policy of Chile*, The Clarendon Press.
- Villalobos R., Sergio [1984], “Sugerencias para un enfoque del siglo XIX”, *Colección Estudios CIEPLAN*, No.12, marzo, pp.9-36.
- Vitale, Luis [1992], *Interpretación marxista de la historia de Chile, Tomo III: los decenios de la burguesía comercial y terrateniente (1831-1861)*, 5 Ed., Ediciones CELA, RUCARAY, CRONOPIOS.
- 大島清, 加藤俊彦, 斎藤晴造, 玉野井昌夫 [1960] 『金融論』東京大学出版会。
- 岡本哲史 [1992] 「チリ（1830年～1878年期）の産業化と衰退の構図」『研究年報・経済学』（東北大学）第54巻第2号, 95-114ページ。
- [1994] 「19世紀末『大不況』期以後のチリ経済と硝石産業」『商経論叢』（九州産業大学）第35巻第1号, 155-198ページ。
- [1995] 「チリ経済の衰退的諸要因—『19世紀』後期局面の産業化と衰退化—」『商経論叢』（九州産業大学）第35巻第4号, 149-192ページ。
- [1996] 「チリにおける産業化の担い手—『19世紀』チリの民族系鉱山企業家

—」, 星野妙子編『ラテンアメリカの企業と産業発展』アジア経済研究所,
所収。

鈴木圭一 編 [1972]『アメリカ経済史』東京大学出版会。

マルクス, K. [1966]『経済学批判』(杉本俊朗 訳) 大月書店。

山本有造 [1994]『両から円へ—幕末・明治前期貨幣問題研究一』ミネルヴァ書房。

——— [1996]「貨幣制度・貨幣政策」, 西川俊作・尾高煌之助・斎藤修 編著『日本
経済の200年』日本評論社, 所収。